

## 歴史文化遺産活用構想

### —ふるさと文化の創造的伝承—

平成15年3月  
兵庫県教育委員会

## I 構想の背景

### 1 文化財の保護・活用の現状と課題

現在政治・経済のグローバル化の一方で、人々の精神的な拠り所として身近な地域文化への関心が高まってきている。この地域文化の象徴が地域に根ざした文化財であり、これを素材として地域への理解を深め、誇りと愛着を育む動きが活発化している。地域文化の再認識に伴い文化財をとりまく課題が浮き彫りになってきた。

兵庫県における文化財保護の現状は、埋蔵文化財の分野では専門職員が多く配置され、県下の遺跡地図を整備するなど、保護は比較的行き届いている。しかし開発事業に伴う緊急調査に追われ、蓄積した膨大な出土資料の活用は進んでいない。建造物の分野では、多くの見学者を呼ぶ城郭・古社寺を中心に保護・活用が行われているが、近代以降の建造物については登録文化財として保護が始まったばかりであるなど、その活用度には差がある。美術工芸品や民俗文化財・無形文化財の分野では、行政内に専門家が少ないため、活用が十分に進んでいない。史跡・名勝の分野でも建造物と同じく、一部有名なものに見学者が集中し、活用の進捗に差がある。天然記念物の分野では、人が自然にかかわること自体が保護に悪影響を与える場合もあり、活用には慎重である。

このような現状を踏まえ、時代の要請にあった文化財の活用を推進するためには、以下のような課題がある。

#### ○文化財概念の広がりへの対応

限定された地域や集団のみに価値が認められているものや、存在自体が周知化されていないために価値が定まっていないものなど、未指定の文化財をどのように保護・活用していくか、また自然や景観など文化財をとりまく環境まで含めて、いかに保護・活用を図るか検討していく必要がある。

#### ○文化財の保護・活用に携わる人材の育成

地域主導による保護・活用を実現する体制を整えるためには、地域において文化財の保護・活用に携わる人材を育成していく必要がある。

#### ○文化財の保護・活用のための基盤整備

調査の充実と情報の整備・発信をおこない、地域に埋

もれた文化財の掘り起こしと周知化を進めていく必要がある。

#### ○文化財の保護と活用の両立

文化財を活用することによる変容をどのように調整し、保護との両立を図るのか、基本的な方針をまとめる必要がある。

#### ○文化財保護部局以外の関係機関との連携

身近な文化財を色々な視点から利活用していくために、活用を主眼とした体制を整備する必要がある。

以上の課題を解決するためには、これまでの文化財の枠組みを根本的に見直し、地域住民主導による保護・活用を実現するための事業を、産官学民連携のもと実践できるあらたなシステムを創造しなければならない。

## 2 歴史文化遺産の定義

文化財保護法の定義する「文化財」とは、有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文化財（演劇・音楽・工芸技術等）、民俗文化財、記念物（史跡・名勝・天然記念物）、伝統的建造物群のうち、「我が国にとって」「歴史上」「芸術上」「学術上」「鑑賞上」価値の高いものをいう。また埋蔵文化財及び文化財の保存技術も保護の対象となっている。兵庫県文化財保護条例に定める文化財の概念も文化財保護法に準じている。

しかし文化財保護法の度重なる改正が示すように、文化財の概念は人々の価値観の変化に伴い広がる傾向にある。ことに成熟社会においては地域形成の核となる持続可能な資源として「地域文化」が見直され、その具体的表象として、地域の個性を示す一群の歴史的・文化的・自然的遺産の価値が再認識されている。

地域の個性を示す歴史的・文化的・自然的遺産は、地域の人々の暮らしと深く関わってきたゆえに価値をもつものであり、相互の関係性や周辺環境との関係性、無形と有形のものとの相乗作用により醸し出される「魅力ある場の雰囲気」なども重要な価値になる性質を持っている。そしてこのような価値は、これまでの分野別・個別物件別の価値の上に成り立っている文化財の概念で規定することは難しい。

先人によって生まれ現代まで伝えられた、知恵・経験・活動の成果およびそれが存在する環境を総体的に把握した新たな概念として、地域文化の構成要素として多様な価値観を包摂する歴史的・文化的・自然的遺産を「歴史文化遺産」と定義する。

「歴史文化遺産」は地域文化の基底をなす風土を表現

するものとして、人々の精神的な拠り所となるものであるとともに、祖先の営みを今に伝えるものとして、人々が未来へ向かって歩みを踏み出す時の道しるべとなるものである。

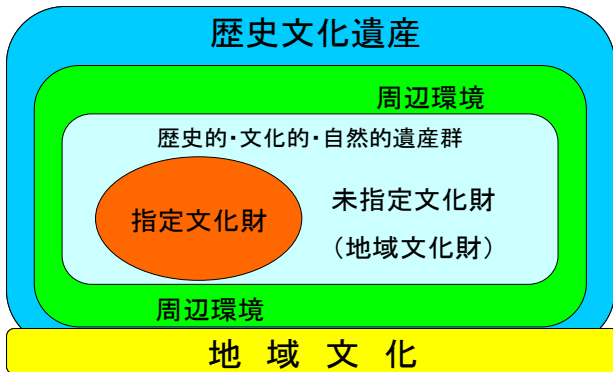


図1 歴史文化遺産の範囲

### 3 社会の変遷と歴史文化遺産

20世紀における産業の急激な発展は社会に物質的な豊かさをもたらした反面、多くの歴史文化遺産を変容・消滅させてきた。その反省から特に重要な歴史文化遺産は指定文化財として厳重な保護措置が取られ、変容・消滅の危機から護られてきた。しかし一方でその規制の厳しさのために、地域の資源として歴史文化遺産が住民の生活に活かされることが少なくなり、本来理想とすべき「地域住民主導による継承」の実現に問題が生じている。

1990年代以降、成熟社会の進展とともに、地域活性化の核として歴史文化遺産を活用して、あらたな創造的活動の源とすることが試みられている。また外部資本に依存した画一的な地域開発が限界に達している中で、地域で継承されてきた歴史文化遺産を地域の資源として観光等、地域の産業振興に役立てる試みも行われている。地域文化の象徴である歴史文化遺産を様々な方法で「まちづくり」「ひとづくり」に活用し、地域の誇りを醸成し地域の特色を増進させる時期が到来した。

これまで歴史文化遺産の活用と未来への継承について総合的な取り組みが不十分であったため、地域振興のための開発と歴史文化遺産の活用を良好な関係のもとに展開できていないのが現状である。今行政には、歴史文化遺産を本来的な価値を損なうことなく現代社会の中で活用して、価値の再生・あらたな価値の創造を行うことにより、これを未来へ引き継いでいく新機軸が求められている。

### 4 阪神・淡路大震災と歴史文化遺産

現代社会は、隣人意識の希薄化、中心性の喪失等の課題を抱えていると言われているが、阪神・淡路大震災を契機として、兵庫県ではあらためて地域コミュニティの必要性が再認識された。その核として身近に存在する地域文

化が見直され、象徴である歴史文化遺産の価値が再確認されている。しかし一方で震災は、多くの歴史文化遺産を亡失の淵に追い込み、指定制度に寄りかかってきた、これまでの文化財保護行政の問題点を顕在化させた。

震災時の歴史文化遺産の危機は、継承の担い手であるべき地域住民がそこに所在する歴史文化遺産について無関心な状況にあったことと、行政もまた歴史文化遺産を「未指定文化財」と呼び、保護の対象から外し、その情報を全く把握できていなかったことに起因する。

行政システムが正常に機能しない災害等の危機的状況下において、歴史文化遺産の保全是地域住民の手に委ねられるものであり、地域住民が日常どれほど親しみや愛着をもって接しているかがその成否の鍵となることを痛感させられた。



写真1 被災した酒蔵（神戸市）

### 5 歴史文化遺産活用構想の検討

こうした状況の中、平成12年10月20日、県文化財保護審議会より『次世代への継承と新しい文化の創造のために—21世紀における兵庫県の文化財行政について—』が建議された。この中で歴史文化遺産を次世代に引き継いでいく視点を踏まえながら、親しみと愛着をもって積極的な活用を図る重要性と緊急性が説かれた。

この建議を受け県教育委員会では、建造物分野において（財）兵庫県都市整備公社ひょうごまちづくりセンターと連携して「ヘリテージ・マネージャー（歴史文化遺産活用推進員）制度」を創設し、また埋蔵文化財分野においては「県立考古博物館（仮称）」の整備を推進するなど、歴史文化遺産活用のための新たな取り組みを始めた。そして、平成14年2月の同審議会において、全分野の歴史文化遺産の活用を促進するためには新展開を示す指針が必要であるとの提言があった。

これをうけて県教育委員会では、県民主導で歴史文化遺産を活用することにより未来へ継承し地域文化を再生するために、歴史文化遺産の各分野の有識者からなる「歴史文化遺産活用構想検討会」を設け、歴史文化遺産活用構想の検討をおこなった。

## II 歴史文化遺産活用構想の理念と考え方

### 1 基本理念

『歴史文化遺産活用構想』は、歴史文化遺産を過去と未来の世代と共有しながら現代社会で生きたものとして活用しようとするものであり、活用によって歴史文化遺産を生み出した伝統的な地域文化に活力を注入し、これを源とする新たな地域文化を創造することにより、誇りと愛着に満ちた地域社会の再形成に寄与することを理念とする。

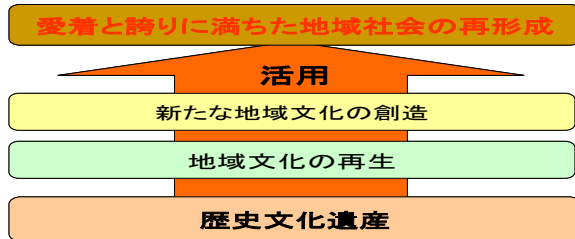


図2 歴史文化遺産活用構想の理念

### 2 基本的な考え方

#### (1) 歴史文化遺産の変容

現代まで継承されてきた歴史文化遺産は、我々の祖先が時代の要請に合わせて変容させながら伝えてきたものである。その変容は生活の必然や芸術的価値観の時代的变化と継承への努力との均衡を示すものである。

無形民俗文化財の場合、政治経済や社会情勢の激変による村落共同体の変容の中で、「芸能の保持」を最重要課題として、芸能の構成要素である「時」、「人（伝承母胎）」、「場」、「物（道具、衣装、台本等）」を絶えず調整しながら、継承への努力がなされている。

例えば中世起源の宮座の形態を残す上鴨川住吉神社（社町）の「神事舞」では、構成員の不足を補うために伝承組織の枠組みを緩和して、分家の長男にも講への参加を許している。同様に木津住吉神社（篠山市）の「田楽踊り」では、昭和27年に村全戸に宮頭を解放し、希望により長男の加入を認めるまでになっている。また淡路人形浄瑠璃（三原郡）のように、小中高校生への芸能教育、プロのための人形座設立など地域をあげて芸能を伝える事例も現れている。

有形文化財である建造物の場合でも、法律・技術・道具・材料の枠の中で建築家のアイデア・職人の技能を最大限に活かして建設した当初から、社会構造や文化の変遷を経て、経済的・美的・歴史的な価値が付加されることにより、姿や機能を変えながらも現在まで継承され文化財の指定に至った事例も多くある。

このように歴史文化遺産が継承されていくためには、いつの時代においても生きたものとして社会的な機能を果たす必要があり、その過程での変容は必然的なものである。

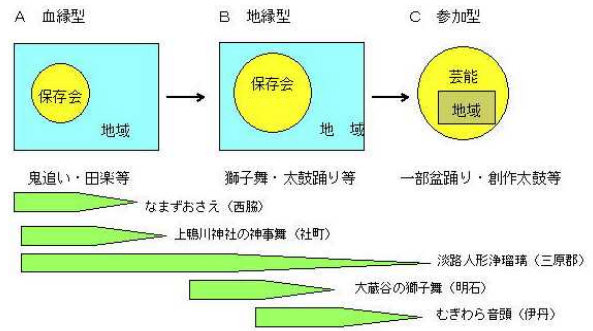


図3 民俗芸能等の伝承型の変化

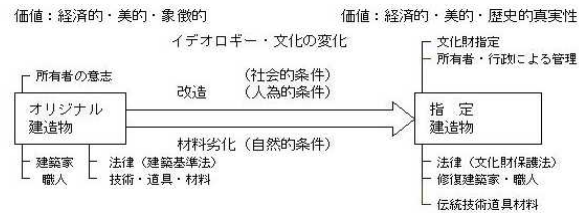


図4 歴史的建造物の発展過程

#### (2) 変容と価値の保全の調整

歴史文化遺産に現在の存在価値を付与し、これを未来に伝えるためには、変容をどのように調整するのが重要な課題である。制限の厳しい国宝・重要文化財の場合でも、現状を固定することは意図していない。しかし、一般的には「現状を凍結して保存する」ことが文化財の最適の保存方法と捉えられがちである。

歴史文化遺産の価値を過去と未来の世代と共有しながら、現在における存在意義を与え、我々が伝達者としての役割を担うには、絶えず時代の要請を把握しつつ歴史文化遺産を活用し、創造的行為に結びつける努力が必要である。また歴史文化遺産の変容を、地域住民の総意としてどのように調整し、意志決定をしていくかを考えることが重要である。

例えば、史跡の場合、指定時の現状把握及び価値評価を基に、その価値に応じて将来の管理・保護方法を決定している。専門家・住民及び行政関係者の参加の下、『保存管理計画』を策定し、続いて中長期の整備計画を示す『整備基本計画』を作成している。歴史文化遺産を活用するためにはこのような合議・意志決定システムの導入が緊要である。

歴史文化遺産を将来に継承していく原動力となるのは、現在生きる人々がその価値を享受することにより、さらに子孫に残したいと考える、継承への強い意識である。現在の人々が歴史文化遺産の価値を享受するためには、社会の中で活用することが必要であり、同時に価値の保全のためには活用による変容を調整する必要がある。『歴史文化遺産活用構想』は、地域住民主導によって歴史文化遺産を保護・活用することにより、地域の活性化と歴史文化遺産の未来への継承の両立を図るものである。



### Ⅲ 歴史文化遺産活用の主体と対象分野

#### 1 歴史文化遺産を活かした地域活動の実例

##### (1) 「まちづくり」の実例

朝来郡生野町においては、地域活性化のために行政主導・住民参加による「まちづくり」が進められている。生野町は銀山のまちとして栄えたところであり、かつての繁栄をしのぼせる歴史文化遺産が多く残存している。まちづくりは町を3地域に分け、各地域単位でそれぞれの個性を活かした地域づくりの方針を定めて進められており、最終的にはまちづくりへの住民参加をうたった「まちづくり基本条例」の制定につながった。また住民活動の母体である「生野塾」では、公園づくり・自然保護など様々な活動をおこない、地域活性化への多様な住民参加を可能にしている。

同町では特別天然記念物オオサンショウウオの生息環境を保全するために、先見的な試みとして人工巣穴を設置し、その効果を追跡調査するなど、「歴史文化遺産の未来への継承」を視野に入れたまちづくりがおこなわれている。歴史文化遺産の活用がまちづくり全体の方向性を定める要となっており、地域文化の象徴としての有用性が確認されている。



写真2 生野町の歴史文化遺産 トロッコ道

##### (2) 公民館における活動

小野市では公民館を「地域振興の拠点」と位置付け、中央公民館において「地域づくり企画力セミナー」を開催している。この講座は地域活性化のリーダーとなる人材の育成を図るものであり、ここで育成された人材は、すでに市民代表として市政へ参加している。また「地域づくりのためにはまず地域を知らなければならない」との認識から、地域の立脚点を認知させる動機付として、歴史文化遺産の活用が講義に組み込まれている。

このように先進的な公民館では、趣味・教養の学習から「地域振興」を視野に入れた公的な活動に発展する学習へ重点を移しており、活動の拠点を中央公民館から地区公民館(コミュニティセンター)へと移行しつつある。

また同市の来住地区ではヒメタイコウチやカスミサンショウウオ、トンガリササノハガイなどの希少生物が生きる良好な環境を次世代に残したいという地域住民と行政の考えに、多くのボランティアの協力があって、ほ場整備に多自然型工事を取り入れ環境の保全を図っている事例もある。このような住民側からの動きをボランティアや公民館の活動がサポートすることにより、歴史文化遺産を活用した地域振興を実現することができる。



写真3 小野市・浄土寺浄土堂

##### (3) 市町立郷土資料館における活動

播磨町郷土資料館では、播磨大中遺跡のガイダンス施設として、長年にわたり土器づくり等の古代技術体験学習を小学生を対象におこなっている。体験学習の実施には、高度に専門的な知識・技術の裏付けが必要であり、現在は県の埋蔵文化財調査事務所が講師の派遣等、全面的な支援をおこなっている。さらに資料館による学習活動から発展して、町をあげての「大中まつり」が開催され、地域活性化のイベントとして定着している。このように資料館における地道なひとづくりの活動が、地域振興のきっかけとなり、あらたな地域文化を生み出している。

##### (4) 財産区における活動

神戸市東灘区の深江生活文化史料館は、深江地区の財産区によって設置運営されており、独自の活動を展開している。運営は民間のボランティアグループが携わっており、地域の歴史に関する自主的な調査・研究活動をおこなっている。

また地元自治会は、まちの歴史を調べ活性化を検討する「深交クラブ」を組織し、史料館のスタッフと連携して学習活動をおこなっている。このように、地域の由来を知り、地域の未来を考える拠点として、自治会レベルの活動がまちづくりの基礎となっている事例もある。

## 2 歴史文化遺産活用の主体

### (1) 「地域」の実体

歴史文化遺産の活用による「地域文化の再生・創造」を実践する現場は、歴史文化遺産が生み出され継承されてきた「地域」である。しかし「地域」には行政的・社会的・文化的な領域としての実体をもった様々な階層のものがあり、歴史文化遺産活用の現場となる「地域」は現在の行政単位に一致するとは限らない。

歴史文化遺産の多くは、旧の村落共同体の領域に由来するものであり、長期間領域を拡大することなく維持されてきたものである。市町村域は近年の合併の促進によってさらに広域化が進行しており、歴史文化遺産の領域と乖離しつつあることを認識する必要がある。

### (2) 文化単位としての「地域」

歴史文化遺産を継承してきた集団には、祭礼を担ってきた宮座などのように、最小一村落、わずかに数十人規模のものから、近世城郭のように旧城下町、数万人規模のものまであるが、空間的な領域を持つ祭礼などでは、伝統的な地縁が継続している範囲、すなわち小学校区程度の範囲を領域としている例が多く見られる。日常的な接触がある生活共同体は人口約 5,000 人を限度とすると言われていたことから、この小学校区程度の領域が、文化の基礎単位としての地域であると考えられる。

この領域は、現在でも「地区」「コミュニティ」と呼び習わされ、地域活動の基礎単位として認知されている。今後、行政効率の向上のために市町村の合併が促進されれば、生活共同体の認識領域として人口約 5,000 人規模の「地域」が、より重要な意味を帯びてくることが予想される。

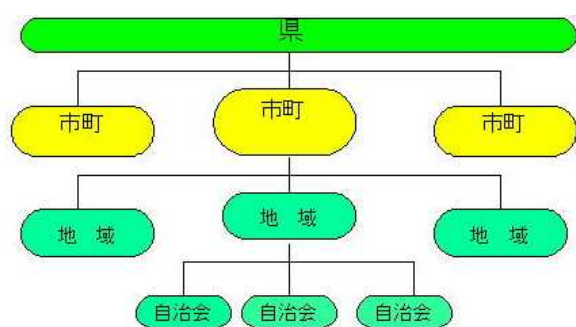


図5 歴史文化遺産活用を実践する「地域」のイメージ

### (3) 歴史文化遺産活用の基礎単位

歴史文化遺産活用の現場として想定されるのは、このような「地域」であり、活用の実践はこの地域に居住する住民が担い手となる。事例で見たように、生野町においては小学校区に相当する地区単位がまちづくりの基礎単位となっており、この規模は将来小野市における公民館活動の核となる「地区公民館」の単位とも一致する。

歴史文化遺産の保護活用を担う人材をこの地域単位で育成し、地域住民主導により地域の中で歴史文化遺産が保護・活用・継承されてゆく仕組みをつくることで、そこに暮らす人々が地域文化への誇りと愛着を深め、地域を活性化させるきっかけを作っていくことができる。

## 3 歴史文化遺産活用の4つの柱

歴史文化遺産活用の舞台となるのは、事例であげたように地域活性化を目指す全ての分野であるが、重要な分野として「地域おこし」「まちづくり」「学舎づくり」「ふるさと観づくり」が考えられる。

### (1) 地域おこし

「地域おこし」は観光開発や特産品開発など、商工観光部局や民間企業がおこなってきた新たな産業を創出して、地域の振興を図る分野である。歴史文化遺産は地域を個性付ける最大の要素となるため、産業振興の素材として極めて有効に活用できる。これまでも盛んに歴史文化遺産を利用してきた分野であるが、とすれば変容を考慮しない消費型の利用により価値を損ないがちであった。これからは変容を考慮した循環・継承型の利用に転化して、歴史文化遺産の活用を促進する必要がある。

このためには歴史文化遺産への理解と誇り等、文化的な視点も明確にもった地域住民の主導によって商工観光による文化遺産の活用を実施してゆく体制を整えなければならない。

例えば但馬の小京都と呼ばれる出石町では、伝統的な家屋を活用した皿そば店約 50 軒が営業しているが、近年景観形成地区の指定を受け、さらに伝統的建造物群保存対策調査の実施をはじめとする、本物の歴史文化遺産の価値の保全と調和を図る取り組みを行っている。高砂市では古墳時代以来 1500 年の伝統をもつ竜山石を地域振興の核として、歴史的価値を評価することにより、地場産業として再生する取り組みが始まろうとしている。これらに見られるように、地域の経済活性化の資源として



写真4 出石町・古い建物を利用した店舗



伝統的な景観や産業を見なおす機運が高まりつつある。

このほか史跡・伝統的建造物群・特産農産物の総合的な活用を図る篠山市のように、歴史文化遺産を資源としたヘリテージ・ツーリズムの振興や、無形民俗文化財や演劇・芸能・音楽などの歴史文化遺産を活用した地域交流などによる新たな産業の育成などができる。

## (2) まちづくり

「まちづくり」は都市計画や農山村整備計画などのハード整備を行う分野であり、これまでは歴史文化遺産との共存を模索しながらも、「開発事業」として文化財保護と対峙してきた分野である。この分野は地域社会の景観形成に根本的な影響を及ぼすものであり、この中にいかにして「歴史文化遺産の継承」の視点を盛り込むかが、歴史文化遺産の保全と活用の成否の鍵を握っている。

具体的な活用方法としては、歴史文化遺産を地域住民の精神的な拠り所として、象徴的にまちづくりに取り込むことによって、地域の個性を明示することが可能になり、地域住民にとって誇りの持てる、文化的で魅力ある快適な生活環境を創出することができる。既に伝統的建造物群保存地区や景観形成地区で実践されている歴史文化遺産群の保護活用と歴史を生かした活力ある町づくりを行おうとする都市計画との協同活動を、さらに他の分野の有形の歴史文化遺産にも拡大し、自然環境や歴史的環境が生きるとする都市計画の策定を支援することが必要となる。

また「北はりま田園空間博物館」(多可郡・西脇市)で実践されているように、古樹・巨木・里山・溜め池・棚田・自然河川・民家など様々な歴史文化遺産を体験や憩いの場として活用することにより、地域住民がふるさとを実感し、心のやすらぎを得る伝統的景観の継承を図ることができる。歴史文化遺産への配慮を加えた農地整備計画や農山村振興計画の策定を支援する必要がある。さらに天然記念物である北淡町野島断層のように、展示施設やセミナー室を整備して、地震痕跡・洪水痕跡などの災害痕跡から得ることのできる情報を提供することにより、安全安心なまちづくりに活用することもできる。



写真5 加美町・岩座神の棚田

## (3) 学舎づくり

歴史文化遺産は地域のおいたちを現在まで伝えることから、歴史を実感する素材として、また伝統文化を体験する素材として、自然環境を考える素材として、学校教育における広範な地域学習に利用することが可能である。

「総合的な学習の時間」の導入や「完全学校週5日制」の実施など、教育改革が進む中で地域学習の重要性は増しており、地域住民自らの発想と実践によって、まち全体を「学舎」とし、地域の教育力を活性化し、子どもたちの体験学習を総合的に推進することが求められている。その素材として歴史文化遺産が果たせる役割は益々大きくなってきている。

「トライやる・ウィーク」等での実践例が示すように、美術工芸品や民俗文化財などの有形の歴史文化遺産は、見て・触れて・感じることでできる歴史学習の本物の素材であり、学校での社会科教育の内容をより豊かにすることができる。また、淡路人形浄瑠璃の保存伝承教育のように、伝統技能・伝統芸能などの無形の歴史文化遺産の体験は、子供たちの郷土意識を育むことができる。

歴史文化遺産の専門家と教員が共同で地域の伝説や伝統文化、身近な自然を活用した「子どもふるさと学」や「子どもふるさと体験」などの学習プログラムを開発する必要がある。また県内の中等高等学校の教員が地域文化学習のリーダーとして活躍できれば、大きなマンパワーとできる。



写真6 小学生による発掘体験

## (4) ふるさと観づくり

現在生涯学習に対して、高齢社会の進行による老後の生きがい、ライフスタイルの変化による仕事以外の社会活動の場、「学校週5日制」の導入による青少年の学外活動の場など、高度で多様な学習機会の提供が求められている。

地域に遍く存在する歴史文化遺産は、歴史学習や日々の社会活動などの、学び活動する対象として活用することが容易である。学習するにとどまらず、成果を地域社

会の発展やボランティア活動等に生かしたいと考える人々の意欲を地域文化に導くことができれば、地域主導による歴史文化遺産の保全と活用が促進され、生涯学習の充実との相乗効果を得ることができる。

また「ふるさと文化再発見アクションプラン」のように、芸術文化施設や社会教育施設が実施する生涯学習事業の素材として、歴史文化遺産を活用し、生きがいのある社会を実現することができる。具体的には、歴史文化遺産の調査・研究を含めた学習活動や、伝統技術・伝統芸能などの伝承も生涯学習として位置づけることが可能である。

さらにより親しみやすい形として、「伝統文化市民研究員」や「伝統文化調査探検隊」など地域に根ざした幅広い年齢層が活動できる制度を創設することにより、子供から老人まで年齢層を問わない生涯学習の素材を創造できる。

歴史文化遺産を活用した多様な生涯学習メニューの提供により、住民の地域の由来や現状に対する認識を深め、地域への誇りや愛着の基礎となる豊かなふるさと観を形成することが可能となる。

#### (5) 「地域づくり」と「ひとつづくり」

このように歴史文化遺産は様々な分野での活用の可能性があるが、その方向は大きく分けると、地域振興を直接的な目的とする「地域おこし」「まちづくり」の「地域づくり」分野と、知識・技術の普及をおこない地域への愛着と誇りを育む「学舎づくり」「ふるさと観づくり」の「ひとつづくり」分野に分けられる。この2分野は地域活性化の両輪であり、「魅力あふれる地域づくり」と「地域を愛するひとつづくり」のいずれにおいても、歴史文化遺産が大きな役割を果たすことができる。

### IV 歴史文化遺産の活用から地域文化再生までの流れ

#### 1 歴史文化遺産の価値の発見

歴史文化遺産を「個性豊かな地域づくり」「地域を愛するひとつづくり」に活用するためには、まず調査研究による「価値の発見」が必要であり、このためには歴史文化遺産に関する専門的な技術・知識を持って「価値の発見」ができる人材の育成が必要となる。「価値の発見」された歴史文化遺産は、次の段階としてその存在が地域に周知されなければならない。少数の専門的知識を持った人材によって発見された価値を、地域住民共有のものとすることが必要となる。

#### 2 歴史文化遺産の価値の共有

水田に残された塚や路傍の石仏など、地域において現代まで伝えられてきた歴史文化遺産には、それにまつわる様々な伝説が語り伝えられていることが多い。例えば「祟り」に関する伝説は、大切なものを保存するため禁忌地にする役割を果たしているなど、伝説を媒介として地域の住民が歴史文化遺産の価値を共有している。

現代社会においてもこの種の伝説に相当する媒介手法が必要であり、その役割を果たすのが様々なメディアを通じて発信される「情報」である。歴史文化遺産に関する情報を地域住民に提供する際には、この「伝説」が果たしてきた役割を理解し、地域における既存の知識伝達システムである学校教育、生涯学習によって情報を効果的に伝えることが重要である。

#### 3 歴史文化遺産の価値の継承と地域文化の再生

歴史文化遺産の価値を共有した後は、歴史文化遺産に対し地域にとって現代的な存在意義を与え、計画に基づき活用する。活用の計画は歴史文化遺産の変容をいかに考え、後世にまで護り伝えてゆくかを示す指針であり、計画の策定には歴史文化遺産をとりまく様々な利害の調整のため、専門家の助言を必要とする。また活用の体制が軌道に乗り、地域住民の中に活用のノウハウが蓄積されるまでは、体制の立ち上げなどに専門家の支援が必要である。

歴史文化遺産を特性に応じて地域社会の中で活用すれば、それらは地域の象徴となり、住民の地域に対する郷土意識の源となる。そして活用によって地域が活性化されるならば、その原動力となった「歴史文化遺産」に対する誇りや愛着がさらに深められ、将来へと継承されていくであろう。こうして地域のオリジナリティーが尊重され、地域固有の文化が再生される。地域文化の再生は、地域の一体感を深め、地域住民の公的な意識を強めるものであり、新たな文化を創造する力の源となる。

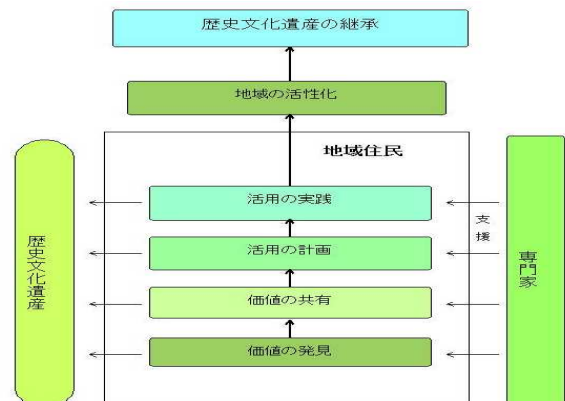


図6 歴史文化遺産活用の流れ



## V 歴史文化遺産活用活性化事業

### 1 歴史文化遺産活用ステップ

歴史文化遺産はこれまでの文化財行政が主に取り扱ってきた指定文化財の枠組みを大きく超える概念であり、その保護活用は、個別的ではなく総合的にこなわなければならない。また活用するためには、その過程で歴史文化遺産に係わる様々な組織・人材の関与が必要となる。

地域における歴史文化遺産の活用を支援するためには、以下のように段階を踏んで事業を展開していく必要がある。

#### ○第一段階

地域において歴史文化遺産の保護・活用に携わる人材を育成する。

#### ○第二段階

育成した人材を活用して歴史文化遺産についての基礎的な情報を収集するための調査を実施し、研究をおこなうことにより歴史文化遺産に対する評価を定める。そしてその成果を広く公開し、価値の共有を図る。

#### ○第三段階

歴史文化遺産の保護・活用を図るため活用計画の策定を支援する。

#### ○第四段階

活用事業をプロデュースし実践の支援をおこなう。

これらの事業の遂行には、歴史文化遺産に関する専門的な知識・技術が必要であり、大学・博物館・研究機関・民間企業に在籍する専門家の協力が必要である。また地域の実情に合わせた支援体制を恒常的なものとして整備するためには、地域文化のある程度の共通性がある領域（県単位）で専門家集団の支援体制を整える必要がある。

### 2 人材の育成

歴史文化遺産の保護活用のマネジメントに関する知識や技術をもつ人材を育成して、行政とは異なる立場から保護活用の地域におけるリーダーとし住民の意向を支援してもらうことにより、地域住民が主体となった歴史文化遺産の保護活用を実現することが可能となる。

さまざまな経験や知識・技術、または意欲を持つ人材を発掘し、歴史文化遺産活用への参画を促進するとともに、ボランティアやNPO等の組織におけるリーダー的人材の育成を図っていくものである。

人材育成は専門技術者・教員・地域住民を対象とし、それぞれの知識・技能レベルに応じて、歴史文化遺産の

保護活用に参画できる体制を整えていく必要がある。

#### (1) 専門技術者を対象とした人材育成

歴史文化遺産の保存・活用に関連する分野の専門技術者を対象に、歴史文化遺産の理解と保存・活用のためのリカレント教育をおこない、各専門的技術を歴史文化遺産の保護活用に活かしてゆく。現在、建造物分野で実施している「ヘリテージ・マネージャー養成講習会」を他の歴史文化遺産の分野に拡充し、人材の育成を図る。



写真7 ヘリテージマネージャー養成講座（加西市・一乗寺）

#### (2) 教員を対象とした人材育成

歴史文化遺産を学校教育の場で活用するために、学校教員に対して歴史文化遺産の保護活用の基礎的な知識及び技術を講習するとともに、共同で学習プログラム（指導案）の開発をおこなう。

地域の歴史文化遺産を地域学習の素材として活用する一方、教員を地域における保護活用のリーダーとして育成を図る。

#### (3) 地域住民を対象とした人材育成

歴史文化遺産の保護活用のための基礎的な知識・技術を、生涯学習の一環として公民館活動を通じて地域住民に提供して、地域の歴史文化遺産の保護活用に携われる人材を育成する。現在、史跡・埋蔵文化財分野で実施している「考古学者」養成セミナーを他の分野にも拡充し、地域住民による自主的な活動による保護・活用の実現を図る。

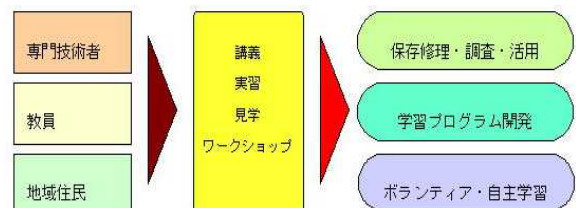


図7 人材育成の内容



以上のように人材育成をおこない、建造物部門で行っている「兵庫県ヘリテージ・マネージャー」の派遣事業のように、住民の自主的な活動を誘引・支援する制度を設けたり、「“考古学者”養成セミナー」のようにボランティアリーダーとして、後の受講者にアドバイスをしていく手法を拡充していく必要がある。

### 3 調査研究

育成した人材を活用して、歴史文化遺産に対する調査をおこない、歴史文化遺産の現状を把握し活用するための基礎的な情報を収集する。収集した情報は、県が管理する文化財情報データベース（「ひょうごヘリテージ情報バンク」）に蓄積し、大学・博物館等と協同で整理・研究を施し、付加価値を高めた上で地域住民に還元する。

#### (1) 情報の収集

行政・博物館・大学等と地域住民の協力のもと、歴史文化遺産の調査をおこない、所在・現状等の基礎的な情報を収集し、文字・画像情報をデジタルデータ化して蓄積する。

#### (2) 情報の整理・研究

蓄積した情報を大学・博物館等と協同で整理し、学際的な研究をおこなった上で、各歴史文化遺産の価値付けをおこなう。

#### (3) 情報の加工・公開

整理研究した情報を、一般向け・専門家向け等に加工した上でデータベース化し、行政・博物館・大学等で各使用目的に合わせて再加工し、情報を発信する。

またこれらの情報をもとに解説冊子を出版するなど、歴史文化遺産の普及に努める。

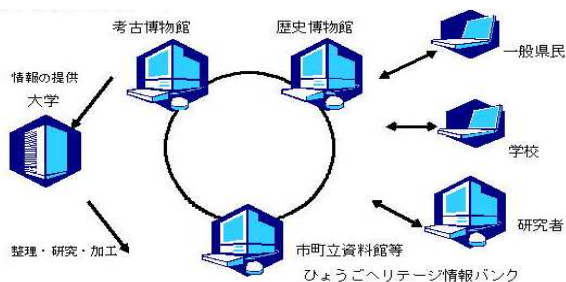


図8 情報整備のイメージ

### 4 活用計画の策定

#### (1) 策定の目的

これまで述べてきたように、歴史文化遺産の価値を正當に評価し活用するためには、現状を把握しその価値を地域住民に十分周知したうえで、常に変容を念頭に置きながら、各歴史文化遺産を個別にどのように活用するのか基本的な計画をあらかじめ定めておく必要がある。

特に歴史文化遺産を活用しながら周辺環境と一体に保全をはかるためには、都市計画・農地整備など歴史文化遺産に重大な影響を及ぼす地域計画との円滑な調整が必要である。さらに阪神・淡路大震災での経験をふまえ、災害等の緊急時に歴史文化遺産をどのように保全するかといった、歴史文化遺産の危機管理計画を立案しておくことも必要である。以上のような観点から、歴史文化遺産の価値の保全をはかりながらどのように活用するか、県が定める指針（ガイドライン）に沿って基本的な計画（マスタープラン）を市町レベルで策定する。

#### (2) 基本計画の内容

歴史文化遺産活用基本計画（マスタープラン）は、県レベルでの指針（ガイドライン）に沿って各市町単位で策定する。この指針は、「兵庫県」をひとつの地域ととらえその個性化を図るための指針である「全県指針」と各地域単位（摂津・播磨・淡路・丹波・但馬）の個性化を図るための「地域指針」から構成され、ガイドラインはマスタープラン作成の基本的な枠組みとなる。

マスタープランの内容は、①背景と目的、②基本理念、③基本方針、④現状と課題、⑤分布状況、⑥地域活用保全計画、⑦個別活用保全計画、⑧危機管理計画から構成され、歴史文化遺産活用に関する事業計画の立案及び実施のためのアウトラインとするとともに、各種開発との調整のための基本方針とする。

#### (3) 策定の手順

歴史文化遺産活用構想に基づき、「兵庫県歴史文化遺産活用指針（ガイドライン）」を策定し、兵庫県の歴史文化遺産活用の将来ビジョンを提示し、その後各市町毎に基本計画（マスタープラン）の策定をおこなう。

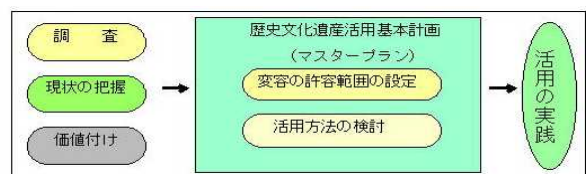


図9 マスタープラン作成の流れ

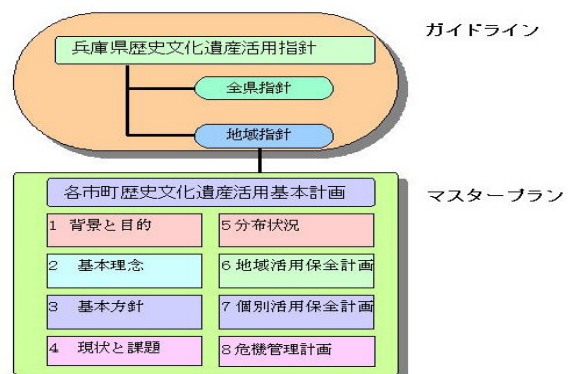


図10 歴史文化遺産活用基本計画の構成

市町での策定には、県による歴史文化遺産の悉皆調査を利用するとともに、また各市町独自の調査を行う必要がある。個別歴史文化遺産の活用計画を作るにあたっては、その活用および継承の主体となる地域住民の参画を得て、住民ニーズにあった計画とする。

### 5 活用事業のプロデュース

自治体や住民団体などが歴史文化遺産を活用した事業を実施するにあたり、歴史文化遺産の特質・価値について専門的な知識・技術を持った専門家が、活用の主体となる自治体・地域住民と協力しながら、事業の内容・実施方法等についての計画を策定する。

計画に基づき歴史文化遺産の活用を実践するために、活用の主体となる自治体等の機関および個人に対してソフト面での支援をおこなう。その方法としては、歴史文化遺産の活用に関する情報提供、活用方法の提案、活用のための体制づくりの支援、活用のための専門技術の指導などがある。

#### (1) 情報提供

歴史文化遺産活用のために必要となる、分布・所在・歴史的価値などの詳細な情報を提供するとともに、公民館・資料館での生涯学習活動などを通じて地域の歴史文化遺産の周知をはかる。

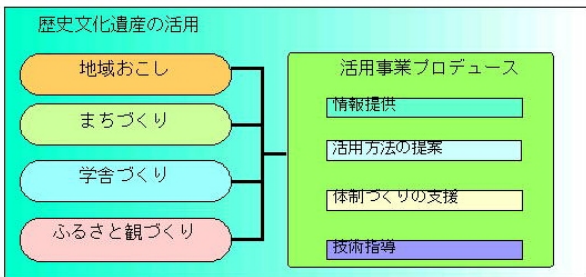


図11 活用実践のイメージ

#### (2) 活用方法の提案

様々な歴史文化遺産の具体的な活用方法について研究し、多様なニーズに応じた活用メニューを開発し、活用主体からの要望に応じて活用方法の提案をおこなう。

#### (3) 活用のための体制づくりの支援

歴史文化遺産の活用にあたり、その活用の具体化のために必要となる人材を登録し、活用主体の要請に応じて人材の紹介をおこなう。委員会等のメンバーとなる大学教官等各分野の専門家、保存修復をおこなう専門技術者、活用事業に参加するボランティアなど、様々な人材を登録し、活用主体の便宜をはかるとともに専門知識・技術の活用、ボランティア活動の活性化を図る。

#### (4) 活用のための専門技術の指導

活用の実践にあたり、歴史文化遺産がもつ本来的な価値をそこなうことがないように、活用方法についての技術的な指導をおこなう。

### VI 歴史文化遺産活用推進体制の検討

歴史文化遺産を活用した地域づくり・ひとづくりを実現するためには、文化財主管部局だけでなく博物館・研究機関・調査機関・大学等の歴史文化遺産の調査・研究に係わる機関、地域整備・産業振興に係わる機関、学校教育・生涯学習に係わる機関、さらには民間企業や地域コミュニティに至るまで、様々な機関の連携・協同・支援が必要となる。

この連携等を円滑にしかも恒常的なものとするためには、これまでの文化財行政の枠組みを大きくこえた歴史文化遺産活用のためのシステムを整備し、地域文化活性化のための総合的な取り組みをおこなうことが急務である。

歴史文化遺産活用システムの整備のためには、歴史文化遺産の保護・活用に関する専門的な知識と技術をもった人材を有する博物館等の機関を中核に歴史文化遺産活用を推進する体制について検討する必要がある。

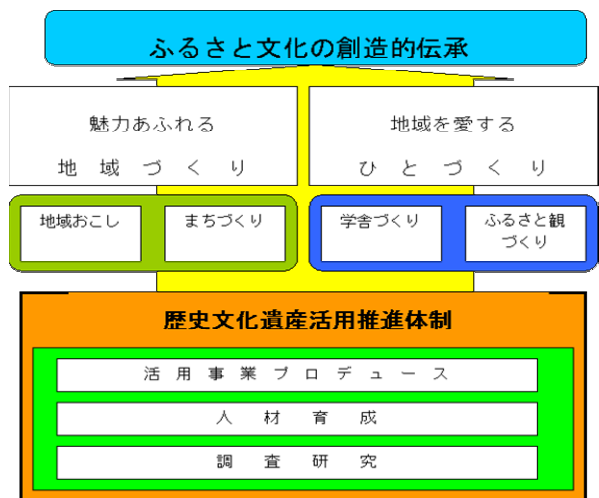


図12 歴史文化遺産活用推進体制のイメージ

#### 歴史文化遺産活用構想検討委員会

- ◎端 信行 (京都橘女子大学教授)
- 岡村 道雄 (奈良文化財研究所協力調整官)
- 近藤 雅樹 (国立民族学博物館教授)
- 栃本 武良 (姫路市立水族館長)
- 百橋 明穂 (神戸大学教授)
- 菱田 哲郎 (京都府立大学助教授)
- 八木 雅夫 (国立明石工業高等専門学校助教授)

◎ 座長